

平成三十一年四月十九日受領  
答弁第一二二九号

内閣衆質一九八第一二九号

平成三十一年四月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員大西健介君提出新紙幣発行に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員大西健介君提出新紙幣発行に関する質問に対する答弁書

日本銀行券の様式の変更（以下「改刷」という。）をする場合には、新しい日本銀行券（以下「新券」という。）の発行までに、独立行政法人国立印刷局（以下「印刷局」という。）が新券の印刷を開始するまでに要する製造準備期間に加えて、その後に自動販売機等の現金取扱機器のメーカーが市中の現金取扱機器の改修等に要する期間が十分確保される必要があることから、改刷実施の公表については、新券の主な様式等が決まった段階で、速やかに行うこととしている。

前回の改刷については、偽造券が大量に発生していたこと等を踏まえ、緊急改刷として実施したが、印刷局が新券の印刷を開始するまでに要する製造準備期間や市中の現金取扱機器の改修等にかける期間が短縮されたことから、新券発行当初において市中の現金取扱機器の改修等が間に合わない事例が生じた。

こうしたことも踏まえ、今回の改刷については、印刷局が新券の印刷を開始するまでに要する製造準備期間を約二年半、その後に市中の現金取扱機器の改修等に要する期間を、現金取扱機器のメーカー関連団体の意見を踏まえ約二年半とし、新券発行までの期間を約五年確保した上で改刷実施の公表を行ったところである。